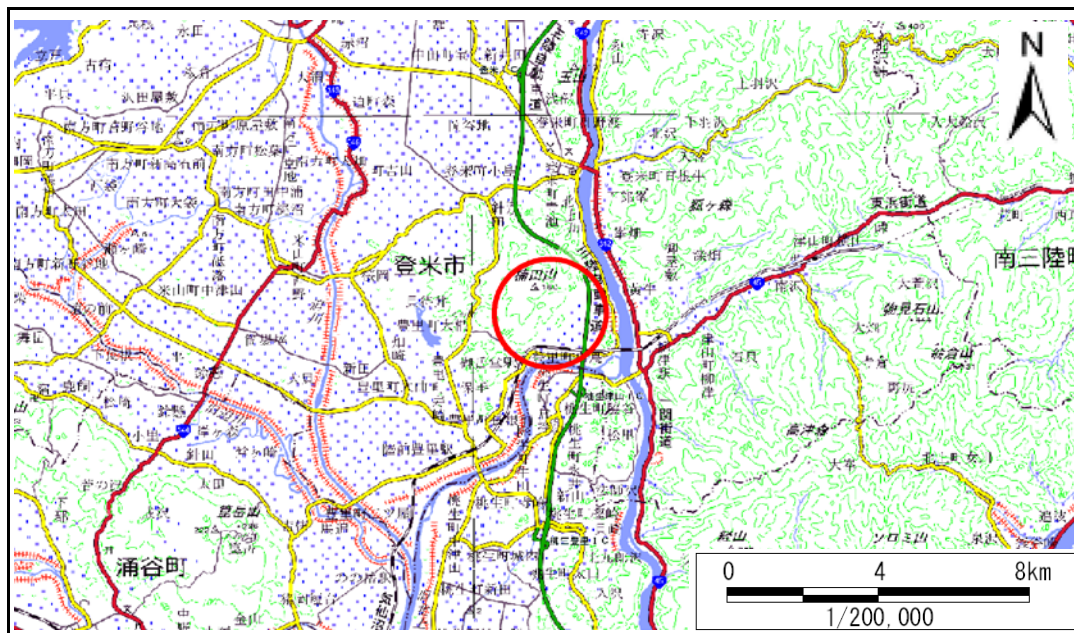


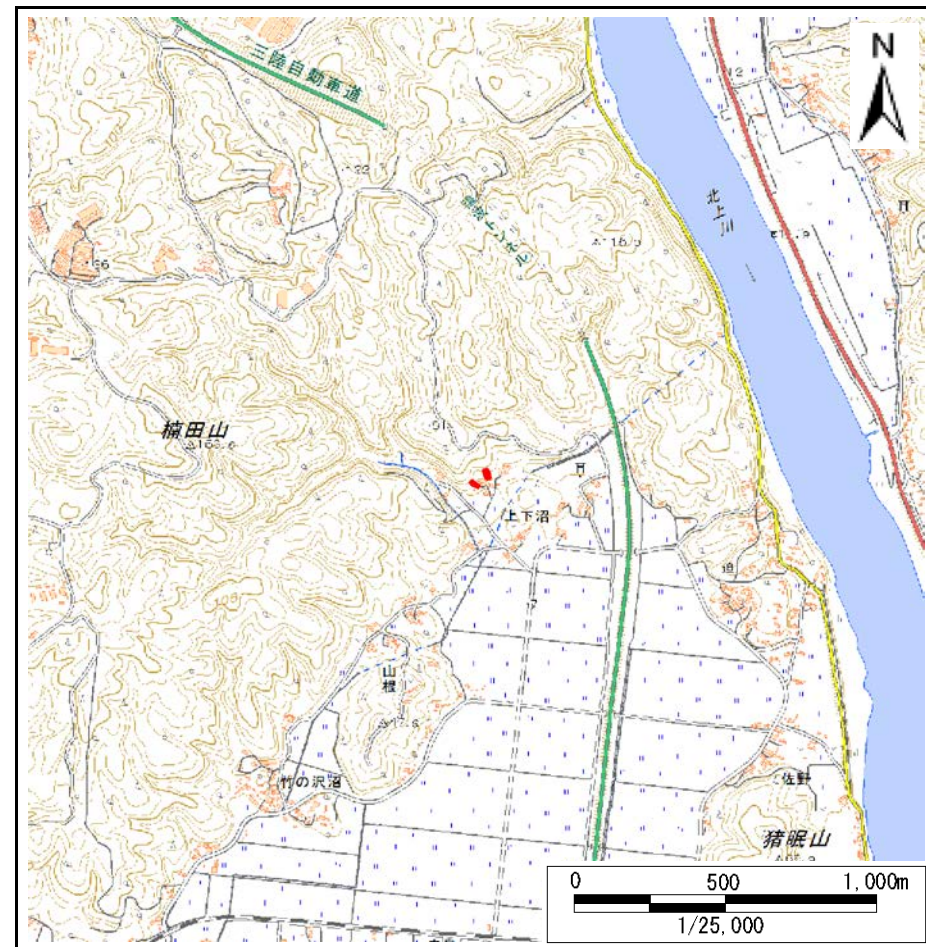
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第917号
告示年月日	平成29年10月10日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	Ⅱ-自-1774(1321001774)
箇所名	山根の7
所在地	登米市豊里町山根
調査機関	宮城県東部土木事務所登米地域事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

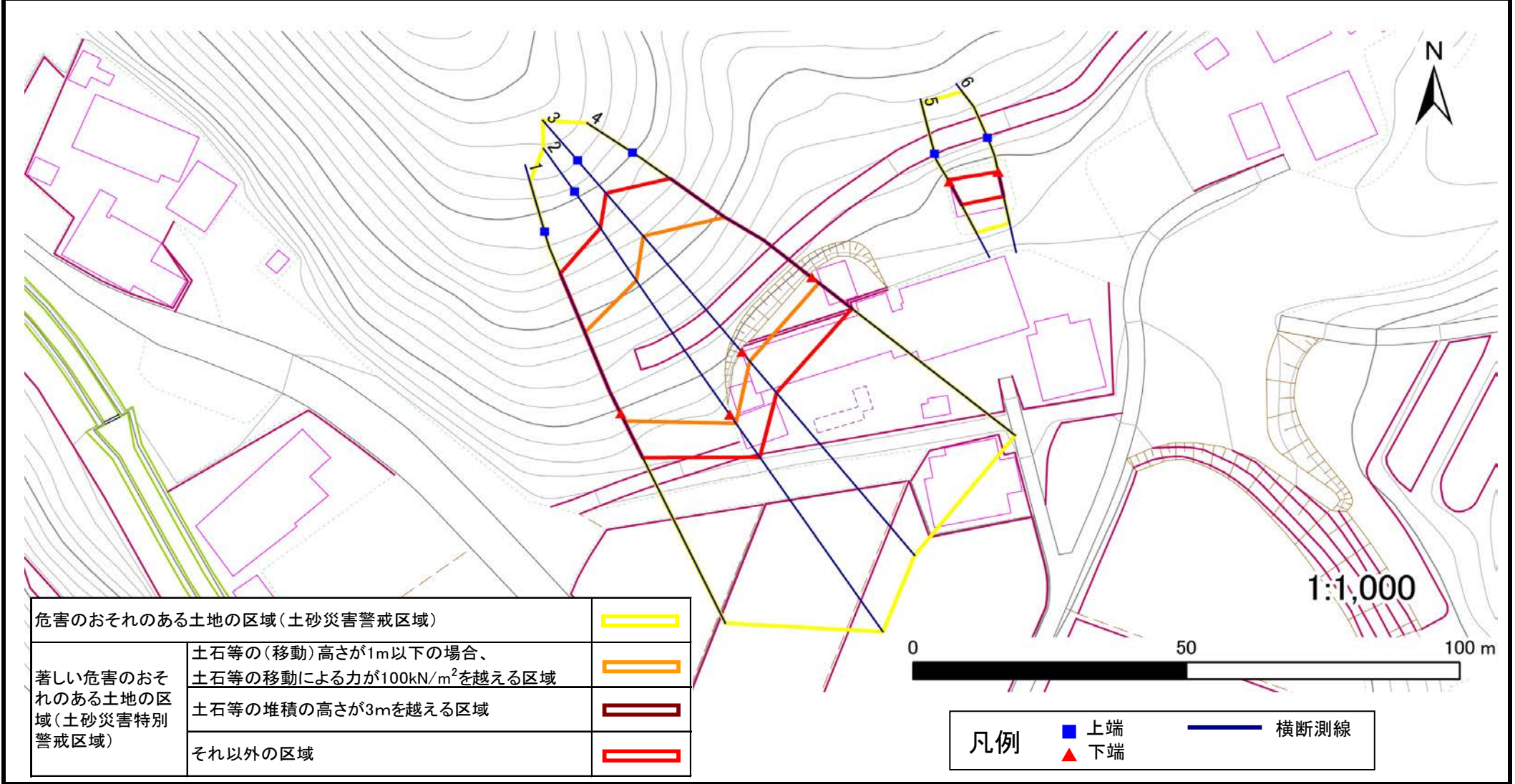
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第255号)」

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第917号
告示年月日	平成29年10月10日
調査年度	平成28年度

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1774(1321001774)	箇所名	山根の7	所在地	登米市豊里町山根
---------	------	-----------------------	-----	------	-----	----------



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第917号
告示年月日	平成29年10月10日

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-1774(1321001774)				箇所名	山根の7	所在地	登米市豊里町山根								
横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	131.56	1.00	100.00	1.00	-	-	14.29	2.83	~								
2 ~ 3	135.27	1.00	100.00	1.00	-	-	14.29	2.83	~								
3 ~ 4	135.27	1.00	100.00	1.00	-	-	13.90	2.75	~								
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	12.23	2.42	~								
5 ~ 6	-	-	60.62	1.00	-	-	9.33	1.85	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								